

第22期 第8回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成27年3月25日(水曜日) 午後2時00分 ~ 午後3時25分				
開催場所	苫小牧市役所第2庁舎 2階北会議室				
出席委員	今泉 宏治	及川 末男	野村 真理子	松井 雅宏	黒坂 章
	北岸 由利子	山内 幸子	佐久間 貴子	山本 まり子	丹羽 秀則
	計 10 名				
欠席委員	亀谷 正司	五十嵐 堅司	谷口 隆昌		
議事録署名委員	黒坂 章	北岸 由利子			

審議内容

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
字錦岡 171番	畑	登録なし	535	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (■■■■■外3名)	売買の為	農地、採草放牧地以外	及川 末男 亀谷 正司 野村 真理子 黒坂 章 山本 まり子

審議結果	原案承認
------	------

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名等	氏 名	住 所		
	■■ ■■■	苫小牧市■■■■■ ■丁目■-■		
2 届出に係る土地の所在等	所在・地番	地 目		面積(m ²)
		公簿	現況	
	字美沢 83 番 5	原野	畑	14,876
3 権利を取得した日	平成 26 年 11 月 12 日			
4 権利を取得した理由	母、■■ ■■■ 死亡による相続により取得			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	有 ・ (無)			

※ 当該地は、故■■ ■■■と安平町■■ ■との間で利用集積(貸貸借 H25.6.1~H30.5.31)をしていたが、■■ ■■■死亡により相続人である■■ ■■■が継承する事で両者了承済み。

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 現況証明願いの下附について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積 (m ²)	申請者 (所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
字錦岡							
526 番 1	畑	登録なし	981				
526 番 5 の内	畑	登録なし	1,859				
526 番 6	畑	登録なし	1,617	■■■■■■■			
527 番 1 の内	原野	登録なし	9,313	■■■■■■■			
527 番 3 の内	原野	原野	3,500	■■■			
527 番 18	原野	登録なし	2,964	■■■	砂利採取	農地、採草	及川 末男
527 番 22 の内	原野	登録なし	519	代表取締役	申請の為	放牧地以外	黒坂 章
527 番 23	原野	登録なし	1,357	■■ ■■■			山本 まり子
527 番 24 の内	原野	登録なし	3,112	(■■ ■■■)			
527 番 28	原野	登録なし	806	外 6 名			
527 番 29 の内	原野	登録なし	793				
527 番 30 の内	原野	登録なし	787				
527 番 31 の内	原野	登録なし	514				
527 番 35 の内	原野	登録なし	587				
			28,709				

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農用地利用集積計画の作成要請について

受付番号 1

整理 番号	26-7	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■■■■■■■株式会社 代表取締役 ■■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■市■■■区 ■■■条■■■丁目■■番地■■■
				氏名又は名称	公益財団法人 ■■■■■■■■■■ 理事長 ■■■ ■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(㎡)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字美沢	56番1	畑	33,169	賃借権	普通畑
	56番3	畑	8,204		
	56番15	畑	32,113		
	104番2	畑	16,260		
	104番8	畑	91,091		
	104番9	畑	48,357		
計 229,194					
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
始期	存続期間 (終期)	借賃(円) (諸経費充当分含む)	借賃の支払方法		
平成27年3月27日	平成32年1月29日	■■■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年12月10日までに指定口座に振込		
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称			設立		農作業従事日数		
■■■■■■■■株式会社 代表取締役 ■■■ ■■■			平成26年7月31日				
設定を受ける土地の面積(㎡)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(㎡)		主たる経営作目			
農 地	229,194	農 地	—	小麦、馬鈴薯、てん菜 デントコーン・牧草			
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	2人	農業専従者	2人 (2人)	人日		トラクター 他 農機具一式	一式
		農業 補助者	主として農業に従事する者				
女	人		従として農業に従事する者				

※ 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書は別紙 1-1

受付番号 2

整理 番号	26-8	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■■■■■株式会社 代表取締役 ■■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■市字■■ ■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字美沢	105 番 1	畑	48,414	賃借権	普通畑
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により成 立する利用権の設定 等に係る当事者間の 法律関係
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 27 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年 11 月末まで に■■■■氏の 口座に振込		
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			設 立		農作業従事日数				
■■■■■■株式会社 代表取締役 ■■■ ■■■			平成 26 年 7 月 31 日						
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(m ²)		主たる経営作目					
農 地	48,414	農 地	—	小麦、馬鈴薯、てん菜 デントコーン・牧草					
そ の 他									
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量	種 類	数 量
男	2 人	農業専従者	2 人 (2 人)	人 日				トラクター 他 農機具一式	一式
		農業 補助者	主として農業 に従事する者						
従として農業 に従事する者	人 (人)								
女	人								

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 1-2

受付番号 3

整理 番号	26-9	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■市■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字錦岡	536 番 3 の内	畑	9,095 の内 9,053	使用貸借権	牧草畑
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により成 立する利用権の設定 等に係る当事者間の 法律関係
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 27 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	—	—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			性別	年齢	農作業従事日数			
■■■■			男	70 歳	360 日			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(m ²)			主たる経営作目			
農 地	9,053	農 地	7,631	肉 牛				
そ の 他								
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1 人	農業専従者		60 人日	肉牛	35 頭	トラクター トラック その他作業機械	2 台 1 台 一式
		1 人 (1 人)						
農業 補助者		主として 農 業 に 従 事 す る 者						
女	人	従として 農 業 に 従 事 す る 者		(人)				

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 1-3

受付番号 4

整理 番号	26-10	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■市■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字錦岡	536 番 2	畑	5,422	使用貸借権	牧草畑
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により成 立する利用権の設定 等に係る当事者間の 法律関係
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 27 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	—	—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			性別	年齢	農作業従事日数			
■■ ■■			男	70 歳	360 日			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(m ²)		主たる経営作目				
農 地	5,422	農 地	7,631	肉 牛				
そ の 他								
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1 人	農業専従者		60 人日	肉牛	35 頭	トラクター トラック その他作業機械	2 台 1 台 一式
		1 人 (1 人)						
農業補助者		主として 農 業 に 従 事 す る 者						
女	人	従として 農 業 に 従 事 す る 者		(人)				

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 1-4

受付番号 5

整理 番号	26-11	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	128 番 1	畑	25,608	賃貸借権	牧草畑
	130 番	畑	8,112		
	131 番	畑	31,649		
	132 番	畑	9,917		
	135 番の内	畑	49,722 の内 36,400		
	139 番の内	畑	33,355 の内 25,700 計 137,386		
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 27 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年 12 月末までに■■■■氏の口座に振込み		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数					
■■ ■■		男	70 歳	360 日					
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目					
農 地	137,386	農 地	7,631	肉 牛					
そ の 他									
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況				
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量	種 類	数 量
男	1 人	農業専従者		60 人日	肉牛	35 頭	トラクター トラック その他作業機械	2 台 1 台 一式	
		1 人 (1 人)							
農業補助者		主として農業に従事する者							(人)
女	人	従として農業に従事する者		(人)					

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 1-5

受付番号 6

整理 番号	26-12	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	133 番 134 番 1	畑 畑	5,950 12,101 計 18,051	賃貸借権	牧草畑
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により成 立する利用権の設定 等に係る当事者間の 法律関係
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 27 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	■■■■■円/年 (■■■■■円/10a)	毎年 12 月末まで に■■■■氏宅 に持参		
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			性別	年齢	農作業従事日数		
■■ ■■			男	70 歳	360 日		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	18,051	農 地	7,631	肉 牛			
そ の 他							
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)		農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種 類	数 量
男	1 人	農業専従者	1 人 (1 人)	60 人日	肉牛	35 頭	トラクター トラック その他作業機械
		主として 農業に 従事す る者	人 (人)				
女	人	従として 農業に 従事す る者	人 (人)				

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 1-6

受付番号 7

整理 番号	26-13	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地の■■■
				氏名又は名称	■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■■
利用権を設定する土地					設定する利用権
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字植苗	95 番 1 の内	畑	104,973 の内 14,000	賃借権	牧草畑
	95 番 4 の内	畑	9,917 の内 4,500		
	95 番 20 の内	畑	106,500 の内 77,800		
	95 番 23 の内	畑	6,115 の内 3,700		
			計 100,000		
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により成 立する利用権の設定 等に係る当事者間の 法律関係
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法	賃貸借	
平成 27 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年 10 月末まで に■■■■氏の 口座に振込		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数				
■■ ■■■		男	53 歳	360 日				
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(m ²)		主たる経営作目				
農 地	100,000	農 地	479,439	酪農				
そ の 他								
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
男	1 人	農業専従者	2 人 (2 人)	人 日	乳牛	110 頭	トラクター その他作業機械	6 台 一式
		農業 補助者	主として 農 業 に 従 事 す る 者					
女	1 人		従として 農 業 に 従 事 す る 者					

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 1-7

受付番号 8

整理 番号	26-14	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地の■
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苦小牧市字植苗	95 番 1 の内 95 番 7 111 番 3 111 番 6	畑 畑 畑 畑	104,973 の内 59,000 10,000 5,047 13,884 計 87,931	賃借権	普通畑
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 27 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	■■■■■円/年 (■■■■■円/10a)	毎年 10 月末までに■■■■氏の口座に振込	賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数		
■■ ■■		男	59 歳	365 日		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農 地	87,931	農 地	311,698	酪農		
そ の 他						
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男 2 人	農業専従者	2 人 (2 人)	乳牛	120 頭	トラクター その他作業機械	4 台 一式
	農業補助者	主として農業に従事する者				
従として農業に従事する者		人 (人)				

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 1-8

受付番号 9

整理 番号	26-15	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■■番地の■■■
				氏名又は名称	■■ ■■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市字■■■ ■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字植苗	95 番 4 の内	畑	9,917 の内 5,317	賃借権	普通畑
	95 番 8	畑	3,199		
	95 番 9 の内	畑	41,335 の内 34,400		
	95 番 20 の内	畑	106,500 の内 6,600 計 49,516		
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期	存続期間 (終期)	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成 27 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年 10 月末までに■■■■氏の口座に振込	賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数				
■■ ■■■		男	45 歳	360 日				
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目				
農 地	49,516	農 地	256,557	酪農				
そ の 他								
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
男	2 人	農業専従者	2 人 (2 人)	人日	乳牛	80 頭	トラクター その他作業機械	3 台 一式
		農業補助者	主として農業に従事する者					
従として農業に従事する者	人 (人)							

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書は別紙 1-9

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 下限面積(別段の面積)の設定について

【方針】 現行の下限面積(別段の面積)30アールの変更は行わない。

【理由】 平成26年度の農地利用状況調査において遊休農地はなかったが、農地利用円滑化団体に委任されている農地及び、農地中間管理機構に借入を拒否された農地、計8筆 12.7haの未利用農地を確認しており、本市農業の現状から農地法施行規則第17条第2項を適用し、引き続き現行の下限面積(別段の面積)とすることで新規就農の促進と農地の有効利用が図られるものと判断されるため。

審議結果

原案可決

議案第4号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

別紙 2 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

別紙 3 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

審議結果

原案可決

議案第5号 苫小牧市農業委員会農地台帳点検等実施規程の制定について

別紙 4 苫小牧市農業委員会農地台帳点検等実施規程(案)

審議結果

原案可決

その他

(1) 農地法第5条の規程による一時転用事業の完了について

許可番号 平成24年3月9日付け胆農務第2646号指令

土地の貸主 ■■■県■■市■■町■■丁目■■■-■ ■■■ ■■■

土地の借主 ■■■■■■■町■■■■丁目■■■ (株) ■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■■

土地の所在 字樽前379番3の内 6,409㎡

転用の目的 土砂搬出用取付道路及び資材置場

転用の期間 平成24年3月9日～平成27年3月8日

事業の完了 平成27年3月8日

完了の確認 当該地は、完了後に引続き同内容での一時転用(3年間)の許可申請が出されており、その際、現地確認を行ったので完了確認は省略した。

(2) 第9回農業委員会総会の開催について

4月27日(月) 午後2時からの開催を予定。

(3) その他

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 1 番
 (利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■■■■■■■株式会社	譲渡(貸)人: 公益財団法人■■■■■■■■■■	作成者: ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、新規参入の農業生産法人であるが、今後の営農計画書からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、※農業生産法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。	する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。	適応なし

※参考 農業生産法人要件(農地法第 2 条3項)

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(株式会社)であり、株式の全部について譲渡制限を設けている。(定款)	適
事業要件	主たる事業が農業である。(営農計画書)	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人2名と、3年以上の期間を有する継続的取引を結んでいる法人 1 社である。法人の議決権は25%である。	適
業務執行役員要件	役員3名のうち過半である2名が構成員であり、共に常時農業に従事(年間150日以上)し、農作業に年間60日以上に従事すると見込まれる。	適

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 2 番

(利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■■■■■■■株式会社	譲渡(貸)人: ■■ ■■	作成者: ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	する
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、新規参入の農業生産法人であるが、今後の営農計画書からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、※農業生産法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。	する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。	適応なし

※参考 農業生産法人要件(農地法第2条3項)

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(株式会社)であり、株式の全部について譲渡制限を設けている。(定款)	適
事業要件	主たる事業が農業である。(営農計画書)	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人2名と、3年以上の期間を有する継続的取引を結んでいる法人1社である。法人の議決権は25%である。	適
業務執行役員要件	役員3名のうち過半である2名が構成員であり、共に常時農業に従事(年間150日以上)し、農作業に年間60日以上に従事すると見込まれる。	適

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 3 番

(利用権の設定:所有権移転・使用貸借権設定)

譲受(借)人: ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■		作成者: ■■ ■■	
法18条の条項		判断の理由		該当	
第2項第6号 (解除条件)		・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし	
第3項第1号 (基本構想適合)		・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		・借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)		・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし	

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 4 番

(利用権の設定:所有権移転・使用貸借権設定)

譲受(借)人: ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■		作成者: ■■ ■■	
法18条の条項		判断の理由		該当	
第2項第6号 (解除条件)		・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし	
第3項第1号 (基本構想適合)		・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		・借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)		・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし	

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 5 番

(利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■		作成者: ■■ ■■	
法18条の条項		判断の理由		該当	
第2項第6号 (解除条件)		・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし	
第3項第1号 (基本構想適合)		・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		・借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)		・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし	

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 6 番

(利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■		作成者: ■■ ■■	
法18条の条項		判断の理由		該当	
第2項第6号 (解除条件)		・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし	
第3項第1号 (基本構想適合)		・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		・借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)		・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし	

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 7 番

(利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■		作成者: ■■ ■■	
法18条の条項		判断の理由		該当	
第2項第6号 (解除条件)		・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし	
第3項第1号 (基本構想適合)		・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		・借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)		・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし	

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 8 番

(利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■		作成者: ■■ ■■	
法18条の条項		判断の理由		該当	
第2項第6号 (解除条件)		・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし	
第3項第1号 (基本構想適合)		・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		・借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)		・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし	

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

議案第 2 号 受付番号 9 番

(利用権の設定:所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人: ■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■ ■■	作成者: ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容は基本構想に適合するものと認められる。		する
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。		する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。		適応なし

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名： 北海道
農業委員会名： 苫小牧市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	農業委員会ホームページで周知
改善措置	—
周知していない場合、 その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	7日
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会のホームページで公表及び事務局に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:0件、うち許可 件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、3人以上の農業委員で現地調査を行い、必要に応じて申請者双方から説明を受ける。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、申請1件ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者等への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正処置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	総会開催日の関係から、申請日に申請者に対して処理期間を説明している。			

(2) 農地転用に関する事務(農業委員会許可又は意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 8件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、3人以上の農業委員で現地調査を行い、必要に応じて申請者双方から説明を受ける。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、申請1件ごとに審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-			

(3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務

(1年間の処理件数： 15件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員及び事務局職員により農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、必要に応じ申出者双方から説明を受ける。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、1件ごと詳細に審議している			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	協議書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-			

(4) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	6法人
	うち報告書提出農業生産法人数	6法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	2法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	2法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	法人
	提出しなかった理由	-
	対応方針	-
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0法人
	対応状況	-

(5) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃借件数 10 件 公表時期 平成27年1月 情報の提供方法 : 農業委員会ホームページに掲載
	是正措置	-
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 23 件 取りまとめ時期 平成27年3月 情報の提供方法 : 農業委員会ホームページに掲載
	是正措置	-
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1525.4ha 整備方法: 電子処理システムを導入し整備。 データ更新 : 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新
	是正措置	-

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,525.4 ha	遊休農地面積(B) 3.1 ha	割合(B/A×100) 0.2 %
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あっせん活動の充実が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
3.1 ha	3.1 ha	100.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のIの(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～11月	18人	11月～1月	
	調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び昨年度までに遊休農地と判定され、未だ解消されていない農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。			
遊休農地への指導	実施時期：12月～1月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～11月	18人	11月～1月	
	調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び昨年度までに遊休農地と判定され、未だ解消されていない農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定した。			
	遊休農地所有者等の意向調査	実施時期：一月～一月			
		調査件数：0件	調査面積：0ha	調査対象者：0人	
農地中間管理機構との協議の勧告	件数：0件	面積：0ha	対象者：0人		
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールの実施				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標としては妥当。
活動に対する評価の案	農地利用状況調査実施及び農地所有者への啓蒙、あっせん活動の一層の充実が必要。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	農家数	64戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	25戸	23経営	－法人	－団体
	農業生産法人数	6法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2 経営	0法人	0団体
実 績 ②	2 経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	－ %	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市農業水産課と連携し新規認定と再認定の推進活動を実施する。	－	－
活動実績	活動の結果、2法人から申請があった。	－	－

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	目標としては妥当。	－	－
活動に対する評価の案	企業誘致の結果、2法人が新規就農し、認定農業者となった。	－	－

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
(平成26年3月現在)	1525.4ha	1280.5ha	83.9 %
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
20 ha	8.0 ha	40.0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。
活動実績	新規就農希望者及び既営農者に対し、利用集積可能な農地を推薦し、農地所有者に対し紹介活動を実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	今年度は目標に到達できなかったが、農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得た上で紹介活動を行うことにより目標値として妥当。
活動に対する評価の案	アンケート等で農地所有者の意向を把握し、集積への理解を得る活動を継続することが必要。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
(平成26年3月現在)	1,525.4 ha	— ha	— %
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標 ①	実 績 ②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	— %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(2)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8~11月)及び農業委員、事務局職員による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
活動実績	農地転用制度について、ホームページ等で周知するとともに、8月から11月の間に全農地の利用状況調査を実施し、早期発見と未然防止に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地パトロールの強化による未然防止と早期発見・指導が効果を上げたと考える。
活動に対する評価の案	農地所有者への農地転用制度の一層の周知及び日常的農地パトロールの継続が必要。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 苫小牧市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,500.2 ha	遊休農地面積(B) 0 ha	割合(B/A×100) 0.00 %
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あつせん活動の充実が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 0 ha 目標案設定の考え方：現在遊休農地はない。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～11月	18人	11月～1月
	調査方法	市内全域を10調査区に分け、それぞれ複数回の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地及び昨年度までに遊休農地と判定され、未だ解消されていない農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。		
	遊休農地の利用意向調査	実施時期：12月～1月		

※1 目標案は、1年間に(1)遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	60戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	24戸	25経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	6法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
		2経営	0法人	0団体
活 動 計 画 案		目標案設定の考え方：新規就農希望者や農業後継者の動向より設定 (認定農業者) 農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市農業水産課と連携し新規認定と再認定の推進活動を実施する。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1500.2ha	1288.4ha	85.9%
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問などにより理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 20 ha
	目標案設定の考え方 : 過去の実績と農業者等の意向から設定.
活動計画案	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をど程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1500.2ha	0ha	0%
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 0 ha
	目標案設定の考え方 : 農業者等への周知を図るとともに農地利用状況調査等を徹底する。
活動計画案	農業者等への周知、農地利用状況調査(8~11月)及び農業委員、事務局職員による日常的見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をど程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

苫小牧市農業委員会農地台帳点検等実施規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、苫小牧市農業委員会（以下「本委員会」という。）が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に定めるもののほか、その記録内容の点検及び補正（以下「点検等」という。）および記載内容の公表等（以下「公表等」という。）に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

（点検等の対象となる事項）

第2条 農地台帳の点検等は、「農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について」（平成26年7月2日付け26会議所発346号全国農業会議所会長通知）1の（1）及び（2）に示された記録事項について、本委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

（定期的な点検等の実施等）

第3条 本委員会は、毎年、11月から2月までの間に農地台帳の点検等を実施するものとする。この点検等は全農家を対象として農地台帳の筆別情報および世帯情報を記した調査表の配布および回収を行うことで実施する。

2 農地台帳の記録のうち、農地法第30条に基づく農地の利用状況調査、農地法第32・33条に基づく利用意向調査、遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査および利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

（随時補正の実施）

第4条 前条による点検等のほか、農業委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを反映するものとする。

（点検等の実施管理）

第5条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に農業委員会事務局長を充てるものとする。

(記載内容の公表等)

第6条 農地台帳および農地に関する地図の公表は、農地法 52 条の3に基づき、「インターネットによる公表」、「農業委員会による窓口公表等」により実施する。

(インターネットによる公表)

第7条 農地台帳および農地に関する地図におけるインターネットでの公表は、農地情報公開システムにおいて実施する。農業委員会は、全国農業会議所により定められた時期において、農地台帳のインターネットで公表する記録内容を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供する。

(窓口での公表等)

第8条 農地台帳および農地に関する地図の窓口での公表等は、これらの情報の閲覧・提供を希望する者（以下「請求者」という。）からの請求に基づき、農地台帳に記録されている事項の一部を記載した書面（閲覧用農地台帳および農地台帳記録事項要約書）を閲覧および交付することにより実施する。

(農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧の請求方法等)

第9条 請求者は、農地台帳および農地に関する地図の情報の閲覧・提供を請求するときは、次に掲げる事項を記載した請求書（別記第1号様式）を農業委員会に提出しなければならない。

- 一 請求人の氏名または名称、住所
- 二 請求する農地の所在・地番
- 三 請求人の連絡先
- 四 農地台帳情報の使用目的
- 五 交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数

(閲覧用農地台帳の作成)

第10条 閲覧用農地台帳は、別記第2号様式により作成するものとする。

(農地台帳記録事項要約書の作成)

第11条 農地台帳記録事項要約書は、別記第3号様式により作成するものとする。

(閲覧の方法)

第12条 農地台帳は、農業委員会事務局職員の指示に従い閲覧させるものとする。

(農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供)

第13条 農地法施行規則第103条第1項に基づき、農地中間管理機構に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

- 2 前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な以下の条件を付することとする。
 - 一 農地中間管理機構においては、提供を受けた事項について、その必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとし、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の遂行に必要な限りにおいて利用するものとする。
 - 二 農地中間管理機構においては、提供を受けた事項について、その漏洩、紛失、破壊、改ざんの防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
 - 三 農地中間管理機構においては、提供を受けた際に定めた利用目的の範囲を超えてその事項を利用しようとする場合は、あらかじめ情報提供者である本農業委員会の同意を得るものとする。
 - 四 農地中間管理機構においては、提供を受けた事項を第三者に提供するには、あらかじめ情報提供者である本農業委員会の同意を得るものとする。ただし、以下の場合にはその同意を要しないものとする。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本農業委員会の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本農業委員会の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体の委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合にあつて、本農業委員会の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 農地中間管理機構においては、提供を受けた事項について、請求があつた場合であっても情報を開示しないものとする。
 - 六 上記に定めるもののほか、提供を受けた事項については、農地中間管理機構として北海道知事の指定を受けている公益財団法人北海道農業公社の定める個人情報保護規程に基づいて、適切に管理するものとする。
- 3 農地中間管理機構への情報提供の方法等については、機構と協議して定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市農業委員会農地基本台帳整備事務取扱要領（平成20年11月26日施行）は廃止する。

農地台帳

閲覧
記録事項要約書交付

請求書

※太線のなかに記載してください。

窓口に来られた方 (請求人)	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先		
	使用目的		
請求する農地の所在・地番	請求通数 (要約書交付の場合は記入)		
※該当事項の□にレ印をつけてください。			
<input type="checkbox"/> 農地台帳の閲覧			
<input type="checkbox"/> 記録事項要約書交付			
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日

閲覧用農地台帳

平成 年 月 日
苫小牧市農業委員会

所在・地番			
地目			
面積			
地域区分	農振法		
	都市計画法		
	生産緑地法		
所有者	氏名・名称		
	農地に関する意向		
	共有者氏名・名称		
耕作者 (賃借者)	氏名・名称		
	整理番号		
	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理	中間管理権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	

農地台帳記録事項要約書

平成〇年〇月〇日
苫小牧市農業委員会

所在・地番			
地目			
面積			
地域区分	農振法		
	都市計画法		
	生産緑地法		
所有者	農地に関する意向		
耕作者 (賃借人)	整理番号		
	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理	中間管理権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	